

鹿児島県環境基本計画に関するパブリック・コメントの結果

鹿児島県環境基本計画（骨子案）について，県民の皆様からいただいた御意見の内容と県の考え方を取りまとめました。貴重なご意見ありがとうございました。

1 募集期間 平成22年12月14日（火）～平成23年1月13日（木）

2 寄せられた意見 7件

3 意見の要旨と県の考え方について

(1) 環境の現状と課題

意見の概要	県の考え方
第2章「環境の現状と課題」の第2節「廃棄物・リサイクル」の産業廃棄物の適正処理の推進に，「行政と関係団体が一体となった適正処理の推進」を追加してほしい。	産業廃棄物の適正処理の推進については，行政だけでなく，関係団体の連携・協力が必要なことから，第2章「環境の現状と課題」の第2節「廃棄物・リサイクル」，「2産業廃棄物」において，行政と関係団体が一体となって推進することが必要であることを追加しました。

(2) 施策の展開

意見の概要	県の考え方
地球温暖化防止に関する施策等については記載があるが，数値目標は設定しないのか。	この計画では，数値目標については，地球温暖化対策や新エネルギーの導入，廃棄物の処理など分野別計画の数値目標を網羅して記述するとともに，進捗状況を総括することにしています。 具体的には，第4章「施策の展開」において，温室効果ガス排出量や太陽光発電導入量，廃棄物のリサイクル率，環境基準達成率などについて，数値目標（環境指標）を示しています。
数値目標のようなものがなく，施策の進捗状況が分かりにくい。数値目標の設定を検討すべきではないか。	

意見の概要	県の考え方
第4章「施策の展開」の第2節「地球にやさしい循環型社会の形成」の施策にある「産業廃棄物税を活用した産業廃棄物の排出抑制，減量化，再利用その他適正な処理の促進」に，「リサイクル」を追加してほしい。	産業廃棄物税を活用した施策については，第4章「施策の展開」の第2節「地球にやさしい循環型社会の形成」において，産業廃棄物のリサイクルなど適正な処理を促進することを記述しています。
第4章「施策の展開」の第2節「地球にやさしい循環型社会の形成」の施策にある「廃棄物の適正処理と有効利用など環境に配慮した産業の創出」について，「創出」を既存企業の育成という観点も入れて「育成・創出」としてほしい。	廃棄物の適正処理と有効利用など環境に配慮した産業については，第4章「施策の展開」の第2節「地球にやさしい循環型社会の形成」において，その創出だけでなく育成の促進について追加しました。
現在，出水市で高病原性鳥インフルエンザが発生しているが，その対策について，県環境基本計画に記載すべきではないか。	野鳥の高病原性鳥インフルエンザについては，第4章「施策の展開」の第3節「自然あふれる癒しのかごしまづくり」において，国等の関係機関と連携し，感染状況の把握や調査，監視，情報収集等に努めることを記述しています。

(3) 計画の推進

意見の概要	県の考え方
環境基本計画の進捗状況を点検し、公表するとしているが、どのようにして点検・公表するのか。	この計画の進捗状況の点検・公表については、第6章「計画の推進」に記述しています。 実態としては、毎年、第4章「施策の展開」に掲げた施策や環境指標について進捗状況を把握し、「県環境白書(年刊)」において、公表することとしています。